

緊急人材確保奨励金・支援金

(人材確保緊急支援事業)

道内や道外に在住する方が、人手不足が深刻な業種の道内事業所で一定期間就労した場合、就労者及び道内事業所に支援金等を支給する。

対象業種	宿泊、飲食サービス、福祉、介護、製造、建設 など	
対象者	事業所	○道内に本店若しくは主たる事務所又は事業所を有する法人又は個人であって、道内や道外に在住する者を一定期間雇用
	個人	○令和4年12月6日から令和5年3月31日までに一定期間以上雇用 ○道外に在住する方は、3週間につき10日以上勤務 ○道内に在住する方は、労働時間が20時間／週以上、31日以上の雇用見込みがあり、3週間につき10日以上勤務
支給額	道内事業所	支援金 10万円
	道内や道外に在住する者	奨励金 10万円(+ 移動費 実費上限 10万円)

事業進捗：予備審査受付 920件 [3/3現在]